

## 不動産のおとり広告に関する表示

(昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号)

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、不動産のおとり広告に関する表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

### 不動産のおとり広告に関する表示

自己の供給する不動産の取引に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る不動産が存在しないため、実際には取引することができない不動産についての表示
- 二 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引の対象となり得ない不動産についての表示
- 三 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引する意思がない不動産についての表示

#### 備考

この告示で「不動産」とは、土地及び建物をいう。